

要領・規定等

全国がん登録 鹿児島県がん情報管理要領

(目的)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するに当たり、全国がん登録鹿児島県がん情報の管理等に関する基本事項を定めることにより、がん罹患等の秘密を守ることを目的とする。

(登録室責任者)

第2条 登録室責任者は、全国がん登録に関する事務又は業務における情報の保護及び安全管理を監督するとともに、必要に応じてこれを向上させるための対策を講ずることを責務とし、知事又はその権限と事務を委任された者が指定する。

(全国がん登録に関する事務又は業務従事者の義務)

第3条 法第28条第3項及び第5項並びに第29条第3項及び第6項により、全国がん登録に関する事務又は業務に従事する者（以下「全国がん登録従事者」という。）は、業務上知り得た個人及び病院等に関する情報を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。なお、全国がん登録従事者は、秘密遵守に係る誓約書（第1号様式）を登録室責任者に提出するものとする。

(患者等への接触禁止)

第4条 全国がん登録従事者は、登録業務に関連して、患者あるいはその家族と接触してはならない。

(情報収集)

第5条 収集する情報は、法第6条、第10条第2項、第13条、第14条、第16条及び第21条第8項に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するために、法令に定められた範囲とする。

2 病院等は届出票を、登録室へ安全な方法を用いて提出することとする。登録室は受領の都度、鹿児島県がん登録室郵便物等受領簿（第2号様式）に記入し、当該病院等に対し、受領書（第3号様式）を返送するものとする。

(登録室の管理)

第6条 登録室の管理体制は以下のとおりとする。

(1) 登録室責任者は、登録室に勤務する全国がん登録従事者（以下「登録室職員」という。）をあらかじめ指定する。

- (2) 登録室責任者の指名により、登録室職員のうちから各作業にそれぞれ作業責任者を1人置く。
 - (3) 作業責任者は、登録室の保持、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
- 2 登録室の入室及び退室の管理については以下のとおりとする。
- (1) 登録室職員は、作業等を行わないときは登録室の出入口及び窓を施錠しておくこととする。
 - (2) 登録室には登録室職員以外の立入りを原則として禁止する。
 - (3) 登録室職員以外の者が登録室に立ち入る場合は、入退室管理簿（第4号様式）に必要事項を記載し、誓約書（第5号様式）を提出した上で、登録室責任者の承認を受け、登録室職員の立会いのもと立ち入ることとする。
 - (4) 登録室を最後に退出する者は、登録に関する資料をすべてキャビネット等に保管し、施錠の上、登録室出入口及び窓を施錠し、その確認等の措置を講ずるものとする。

（書類等の管理）

第7条 作業責任者による、登録票類の管理については、以下のとおりとする。

- (1) 登録室が受領した電子媒体に記録された届出票、遡り調査票及び、住所異動確認調査票、（以下これらをまとめ「登録票類」という。）等の情報は、作業中の事故又は故障に備えて、作業後に別の電子媒体に複写し、施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、データ管理簿（第6号様式）に必要な事項を記載し、随時点検を行う。
- (2) 電子媒体に入力した登録票類の情報は、不要になった時点で直ちに消去又は物理的破壊する。

2 コンピュータからの出力帳票の管理については以下のとおりとする。

- (1) 登録作業のためコンピュータから作成した出力帳票（以下「出力帳票」という。）は、施錠したキャビネットに保管する。
- (2) 不要となった出力帳票は、直ちに裁断又は溶解・焼却により廃棄する。

3 紙媒体の情報の管理については以下のとおりとする。

- (1) 紙媒体の登録票類の情報は、施錠したキャビネットに保管する。
- (2) 不要となった紙媒体の登録票類は、直ちに裁断又は溶解・焼却により廃棄する。

4 システム仕様書、操作手順書、プログラム説明書等の書類は、登録室内の施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、手順書等管理簿（第7号様式）に必要事項を記載する。

（届出内容に関する病院等への照会）

第8条 登録室職員が、登録作業を行うに当たり、届出対象情報に関して、届出票を提出した病院等（以下「届出病院等」という。）への問合せが必要な場合は、当該届出病院等の医師又はがん登録担当者（以下「届出医等」という。）に対し、原則として、文書により照会するものとする。電話により照会する場合は、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、通話の相手が届出医等であることを必ず確認した後に行うものとする。

2 届出医等の退職等の事由により、連絡不能な場合は、前項と同様の方法により届出病院等の責任者に対し照会するものとする。

(コンピュータの端末機操作)

第9条 登録室職員は、各自に設定されたパスワードを入力の上、全国がん登録データベースシステム及びその他のコンピュータの端末機（以下「端末」という。）による操作を行う。

(都道府県がん情報の利用及び提供)

第10条 この要領で取扱う情報は、法の規定に基づき、利用又は提供することができる。なお、利用手続等については、別に定めるものとする。

(届出病院等への誤配通知)

第11条 登録室責任者は、県外に所在する病院等からの届出票を受領した場合においては、届出票を消去又は破棄するとともに、当該病院等に通知し、適切な再送付を促すものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、全国がん登録鹿児島県がん情報の管理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月3日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年12月9日から適用する。

(第1号様式)

誓約書

私は、本件業務（鹿児島県がん登録）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、がん登録等の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第111号）第28条第3項又は第5項（全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務）、第29条第3項又は第6項（全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務）、第52条、第53条及び第54条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、がん登録等の推進に関する法律の関係規定が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

説明した者 （公財）鹿児島県民総合保健センター
企画経営部 がん登録室
室長 ○○ ○○

年 月 日

所属

職名

氏名

印

(公財) 鹿児島県民総合保健センター 理事長 殿

(第3号様式)

受領書

○第○○○号
○○年○月○日

医療機関名
代表者名

(公財) 鹿児島県民総合保健センター
理事長 ○○ ○○

下記のとおり、鹿児島県全国がん登録届出票を受領しました。

記

受領年月日 ○○年○月○日
受領媒体 CD-R/USBメモリ
届出形態 (全国がん登録電子届出票・全国がん登録CSVファイル)
届出件数 ○○件

以上

(第5号様式)

誓 約 書

私は、がん登録室に入室するに当たり、登録室内で知り得たいかなる個人情報も今後一切口外せず、また、個人情報に関するいかなる資料も室外に持ち出さないことを誓約いたします。

年 月 日

所属

職名

氏名

印

(公財) 鹿児島県民総合保健センター 理事長 殿

鹿児島県がん登録評価事業情報提供事務処理要領

(目的)

第1条 鹿児島県がん登録評価事業（以下「がん登録事業」という。）において、情報の提供に関する事務処理の明確化を行い、事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(運用体制)

第2条 県は、情報の提供依頼申出者に対する一元的窓口機能として、申請を取りまとめ、それぞれの情報について知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織（以下「窓口組織」という。）を設置する。

2 がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項に規定される知事の権限及び事務の委任を行った場合は、当該委任を受けた者において窓口組織を設置する。

3 窓口組織は、情報の保護等について、鹿児島県がん情報管理要領に規定する「業務手順」に基づき、業務を行うものとする。

(情報及び定義情報等の保管、整備)

第3条 窓口組織は、情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、様式1により、当該機関内における情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握するものとする。

2 前項に規定する保管状況等の把握は、提供依頼申出者が最新の情報に基づいて事前相談ができるよう、事前相談や申出受理等の都度行うものとする。

(事前相談への対応)

第4条 窓口組織は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡及び相談等があった場合、法の趣旨及び提供を申し出ることができる者、鹿児島県全国がん登録情報有識者会議（以下「有識者会議」という。）による審査の要否及び審査の方向性、利用の制限（秘密保持義務、利用期間及び提供可能な情報）並びに安全管理義務等について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行うとともに、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についての事前相談にも対応するよう努めるものとする。

2 国際共同研究等、国外に在る者が情報を利用する可能性がある場合には、鹿児島県がん登録評価事業情報提供事務処理要領（以下「本要領」という。）第25条を参照の上対応するものとする。

(提供依頼申出者からの申出文書の受付)

第5条 提供依頼申出者（法第20条に係る申出を除く。）は、情報の提供を求める場合、提供を求める情報の種類に応じて、様式2-1による申出文書を、窓口組織に提

出するものとする。

- 2 法第20条に係る提供依頼申出者は、様式2-2による申出文書を、窓口組織に提出するものとする。

(提供依頼申出者)

第6条 提供を申し出ることができる者は次に掲げる者とする。

- (1) 法第18条第1項各号に規定される者
- (2) 法第19条第1項各号に規定される者
- (3) 法第20条に規定される者
- (4) 法第21条第8項及び第9項に規定される者

- 2 前項第4号に掲げる者については、以下に留意すること。

- (1) 大学や研究機関に所属する研究者、製薬企業をはじめとする民間事業者等による業務について、その成果をがん医療の質の向上に資する形で遅滞なく社会に還元する場合に、予防や生存率向上に関する調査、医薬品や医療機器の創出又は改善に資する調査、研究又は開発等を目的とした利用が可能である。
- (2) 特定の商品、役務、顧客に資する業務(例、組織内部の業務上の資料、特定の顧客に対する資料)のみでは、相当の公益性を有するものとは認められない。
- (3) 成果物の一部のみを広く公表し、その他の成果物を特定の商品、役務、顧客に資する業務のみに用いることは、相当の公益性を持つ利用として認められない。
- (4) 法第20条並びに第21条第8項及び第9項に規定されている目的の研究である場合には倫理審査が必要であるため、内部に倫理委員会を設置していない事業者等は、大学や研究機関等の外部組織に倫理審査を依頼すること。

(提供依頼申出者の別と利用目的等の関係)

第7条 提供依頼申出者別に、提供を申し出ることのできる情報等については、別表1「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

(申出時に必要な添付書類等)

第8条 提供の申出に係る調査研究の目的が、「都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究」のための場合、当該情報を利用して実施する調査研究(法第18条、第19条並びに第21条第8項及び第9項に係る調査研究をいう。)が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類(様式3)を添付するものとする。

- 2 提供依頼申出者が、前項の目的のため、行政機関若しくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者(法第18条第1項第2号、第19条第1項第2号)に該当する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し
- (2) 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の

写し

- (3) 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、様式4-1を提出することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後は速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。
- 3 提供の申出に係る調査研究の目的が、「がんに係る調査研究」に該当し、実績を示すことが必要である場合（法第21条第8項）、研究実績を証明する書類（例：学術論文、報告書等）を添付すること。
- 4 提供依頼申出者が、調査研究の一部を委託する場合は、以下の書類を添付するものとする。
- (1) 委託に係る契約書の写し
- (2) 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し
- (3) 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、様式4-2を添付することで、委託契約書や覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

(同意)

第9条 がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報の提供を受ける場合、生存者については、当該がん罹患した者から都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ている必要があり、書面等の形式で適切に同意を得ていることが分かる書類を添付するものとする。なお、当該情報のオプトアウトによる第三者提供は認めていない。ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の「第4章第9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手順等」に準じることとし、その旨が分かる書類も併せて添付するものとする。

なお、同意書には、次の各号の記載が必要である。

- (1) 全国がん登録の説明
- (2) 当該調査研究のため、がん罹患した場合には、当該研究調査を行う者が、対象者の都道府県がん情報の提供を受けること
- 2 申出に係る調査研究が、法の施行日（平成28年1月1日）前に、当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の都道府県がん情報が提供されることについての同意は必要と

しない。

- (1) 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が5千人以上である場合
 - (2) がんに係る調査研究を行う者が、施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であることにより、同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合
 - (3) がんに係る調査研究を行う者が、調査研究の対象とされている者の同意を得ることで、調査研究の結果に影響を与えることにより、同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合
- 3 提供依頼申出者は、申請を行うがんに係る調査研究について「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成27年12月厚生労働省告示第471号）に即した措置が講じられている場合、様式2-1と同時に、以下の書類を添付して提出することとする。
- (1) 同意代替措置が講じられていることが分かる書類
 - (2) 前項第1号に該当する場合は、その旨証明する書類
 - (3) 前項第2号及び第3号の認定を受けた場合は、その旨証明する書類

（申出文書の形式点検）

第10条 窓口組織は、提供依頼申出者から申出書を受領した場合、様式2-1別紙1及び様式2-2別紙1により形式点検を行うものとする。

（申出文書の審査）

第11条 前条の形式点検により、申出文書が点検内容に適合した場合は、有識者会議において、別表2「都道府県がん情報の提供の審査の方向性」を参考に、様式2-1別紙1により審査を行うものとする。ただし、法第20条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、有識者会議の意見を聴くこととされていないが、窓口組織が前条の形式点検を行い、必要に応じて有識者会議の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、当該都道府県がん情報又は当該都道府県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は提供の決定について有識者会議の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、当該都道府県に係る匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、有識者会議の意見を聴くものとする。

（有識者会議への立ち会い）

第12条 有識者会議は、原則として申出文書を基に審査を行う。ただし、申出内容が専門的であるなどの事情により、申出文書に記載されている内容だけでは十分に審査ができないとされる場合等においては、提供依頼申出者の審査への立ち会いを依頼できる。

有識者会議は、必要があると認める場合には、提供依頼申出者に対し、資料の追加・修正を求めた上で、再度審査を行うことができる。

(申出文書等の記載事項の変更)

第13条 提供依頼申出者は、申出文書等の記載事項に変更が生じた場合、変更点及び変更理由を記載した情報の提供依頼変更申出文書(様式2-4)及び変更後の記載事項がある様式について改めて提出するものとする。

2 窓口組織は、前項の提出があった場合、必要に応じて有識者会議に意見を聴くものとする。

3 窓口組織はこれらの変更について適正に管理を行うものとする。

(審査結果の通知等)

第14条 知事は、有識者会議による審議の結果、申出を応諾した場合は、様式5-1により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。

2 知事は、有識者会議による審議の結果、申出に応諾しない場合は、様式5-2により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、病院等への提供に該当する申出について、申出文書を受領後、様式5-3により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。

4 知事は、これらの申請状況について様式5-4により適正に管理を行うものとする。

(情報及び定義情報等の提供)

第15条 窓口組織は、前条に規定する通知をした後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。

2 都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、都道府県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施するものとする。

(情報の提供の手段)

第16条 窓口組織は、鹿児島県がん情報管理要領に規定する「業務手順」に従い、個人情報の保護に留意し、情報の提供を行うものとする。

2 窓口組織は、利用者に対し、法第25条から第34条まで、及び法第52条から第60条までの規定により、情報の保護等に関する制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。

(調査研究成果の公表前の確認)

第17条 知事は、利用者に対して、公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告を依頼する。

2 前項の報告があった場合、窓口組織は主に以下の点について確認し、必要に応じて

有識者会議に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な助言を行うものとする。

- (1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと
- (2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと
- (3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること

(利用期間中の対応)

- 第18条 知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする（法第36条）。
- 2 知事は、前項の報告により、問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする（法第37条）。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(情報の利用期間終了後の処置)

- 第19条 利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものについて、提供を受けた情報の定義情報等について、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また情報を取り扱うPC等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり、電子媒体自体を粉砕したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、様式6により、情報の提供を受けた窓口組織に報告するものとする。
- 2 知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関し報告させる等により確認するものとする。
 - 3 知事は、前項の報告により、問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする（法第37条）。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(利用実績の報告)

- 第20条 利用者は、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、提供を受けた情報の利用実績について様式6により報告を行うものとする。

(不適切利用への対応)

- 第21条 利用者は、法の規程により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条までに規定される罰則が適用される。

(提供状況の厚生労働大臣への報告)

第22条 知事は、法第42条に基づき、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする。

(知事による情報の利用)

第23条 知事は、法第18条第1項に基づき、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、本県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用する場合は、有識者会議の意見を聴くものとする。

(法施行前の情報に係る取扱い)

第24条 知事は、法第22条第1項第1号に規定される情報の利用及び提供等について、第3条から第19条まで、及び第22条の規定を準用し取り扱うものとする。

(利用者に国外に在る者を含む場合の情報提供について)

第25条 国外に在る者が匿名化された都道府県がん情報を利用する場合は、提供依頼申出者が都道府県の行政機関等であり、適用条文が法第18条となる場合に限り、情報の範囲に応じて以下に記載する要件を満たす者は提供依頼申出者になることができる。

なお、以下に記載する要件を満たしていても、非匿名化情報（全国がん登録情報及び都道府県がん情報）を利用することはできない。また、法第18条以外の規定による情報の提供依頼申出や、当該要件を満たさない場合においては、がん登録推進法や個人情報保護法といった国内法の国外利用者への域外適用の実効性が十分に担保できないことを考慮して、情報の提供依頼申出はできない。

2 匿名化された都道府県がん情報（がん登録法施行後（2016年以降）の診断症例）について、令和7年3月31日までに提供実績のない研究課題の場合、提供依頼申出者は、県へ申し出ることとし、国外の利用者における情報管理等についても共同で責任を負う必要がある。国外に在る者が提供依頼申出者になることはできない。また、国外の利用者については、以下の条件を満たす必要がある。

(1) 国外の利用者が、法第18条第1項第2号に該当する以下のいずれかであること。

ア 県若しくは県が設立した地方独立行政法人から県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者

イ 県若しくは県が設立した地方独立行政法人と共同してがんに係る調査研究を行う者

(2) 国外の利用者の所属機関が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関であること（国外の公的機関から承認等を受けた研究を行う組織も含む。）。

3 匿名化された都道府県がん情報（がん登録法の施行前（2015年以前）及び施行後（2016年以降）をいずれも含む場合）について、提供依頼申出者は、県に申し出ることとし、提供依頼申出者の条件は、前項の場合と同様とする。

4 前2項の場合、県は、利用者に国外に在る者を含む場合に情報を提供する場合、国

立がん研究センターに相談するものとする。また、事務連絡「全国がん登録情報・都道府県がん情報の国外提供に係る対応について」（令和5年6月26日）に基づき、該当する情報提供の審議完了後2か月以内を目途に様式7を用いて報告するものとする。

（その他）

第26条 この要領に定めるもののほか、鹿児島県がん登録事業における情報提供に係る事務処理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月9日から施行する。

別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考
<p>○国立がん研究センターを含む，国の他の行政機関及び独立行政法人</p> <p>○国の行政機関若しくは上記独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として省令第19条で定める者</p>	<p>国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>全国がん登録情報又は特定匿名化情報</p>	<p>第17条</p>	
	<p>上記以外（がんに係る調査研究のため）</p>	<p>全国がん登録情報，都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報，都道府県がん情報</p>	<p>第21条第3項，第4項，第8項及び第9項</p>	<p>「がんに係る調査研究を行う者」に同じ</p>
<p>○当該都道府県が設立した地方独立行政法人</p> <p>○当該都道府県若しくは上記地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として当該都道府県知事が定める者</p>	<p>当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報</p>	<p>第18条</p>	
	<p>当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって，当該都道府県の住民であった者に係るもの</p>	<p>第21条第1項</p>	
	<p>上記以外（がんに係る調査研究のため）</p>	<p>全国がん登録情報，都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報，都道府県がん情報</p>	<p>第21条第3項，第4項，第8項及び第9項</p>	<p>「がんに係る調査研究を行う者」に同じ</p>

<p>○市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人</p> <p>○当該市町村又は上記地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者</p>	<p>当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち当該市町村に係る情報又はこれに係る特定匿名化情報</p>	<p>第 19 条</p>	
	<p>当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>第 19 条第 1 項の規定により提供を受けることができる都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該市町村の住民であった者に係るもの</p>	<p>第 21 条第 2 項</p>	
	<p>上記以外（がんに係る調査研究のため）</p>	<p>全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報</p>	<p>第 21 条第 3 項、第 4 項、第 8 項及び第 9 項</p>	<p>「がんに係る調査研究を行う者」に同じ</p>
<p>○がんに係る調査研究を行う者</p>	<p>がんに係る調査研究を行うため</p>	<p>全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報</p>	<p>第 21 条第 3 項、第 4 項、第 8 項及び第 9 項</p>	
<p>○病院等の管理者</p>	<p>当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため</p>	<p>当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（生存確認情報及び附属情報に限る）</p>	<p>第 20 条</p>	

別表2 都道府県がん情報の提供の審査の方向性

審査事項	都道府県がん情報の提供の審査の方向性
(1) 情報の利用目的, 必要性及び研究方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上等, 国民に対するがん, がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施することに資する研究か等) ・ 利用する情報及び調査研究方法が, 目的, 調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。 ・ 特定の個人, 市町村及び病院等を識別する内容となっていないか。 ※ 以下の i) 及び ii) の全てにあてはまる場合にはこの限りではない。なお, i) 及び ii) に該当する場合であっても, 利用規約に即して利用することとする。 i) 提供されるデータが地域性の分析・調査にのみ用いる目的であり, その目的に照らして必要な限度の範囲内で利用される場合。 ii) 市町村又は病院等の個別の了承がある場合, 又は審議会等が特に認める場合。 ・ 情報の利用に合理性があり, 他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。 ・ 集計表・図の作成を予定する調査研究の場合は, 集計表・図の様式例等の添付がある。
(2) 利用する情報の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用する情報の範囲が, 調査研究の目的とする成果を得るために妥当で, 不要な情報が含まれていないか。
(3) 提供依頼申出者及び利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての利用者の役割が明確かつ妥当で, 不要な者が含まれていないか。 ・ 法第 21 条第 8 項に係る申出の場合, 提供依頼申出者のがんに係る調査研究の実績が十分か。 ・ 調査研究の一部を委託する場合, その内容及び必要性が合理的か。 ・ 全ての利用者について, 都道府県知事が策定する利用規約等の内容を遵守する旨が認められる記名した誓約書が添付されているか。
(4) 利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始日から 5 年を経過した日の属する年の 12 月 31 日を期限とし, 調査研究内容から見て, 総合的かつ必要な限度か。 ・ ただし, 都道府県がん情報を利用する場合で, 利用期間を 5 年以上 15 年以内の利用期間を申し出た場合においては, 調査研究の性質上, 都道府県がん情報を 5 年以上分析する必要があるものであるか。
(5) 利用場所, 利用する環境, 保管場所, 管理方法及び利用後の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。
(6) 都道府県がん情報が提供されることについての同意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 21 条第 8 項第 4 号の規定に基づく申出の場合, 同意について必要な措置がとられているか。 ・ ただし, 小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては, 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号) の「第 4 章 第 9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等」に準じていること。 ・ なお, 法の施行日(平成 28 年 1 月 1 日)前に, 調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり, その規模等の事情を勘案して, 法の施行日後に, 対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものである場合においては, 「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」(平成 27 年 12 月厚生労働省告示第 471 号) に即した措置が講じられているときは, この限りではない(法附則第 2 条)。

(7) 結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究方法と調査研究成果の公表方法が整合的であるか。 ・ 国民に還元される方法で、公表予定であるか。
(8) その他	(1) から (9) 以外に、審議会等が設定した審査事項等がある場合は、当該事項を満たした上で調査研究が行われることが確認できるか。

様式 1

都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報の管理リスト関係

情報名	罹患年次	情報確定年月日	定義情報等			提供可否/根拠
			データレイアウト	コード表	備考	
都道府県がん情報年次確定集約情報 (登録情報)	2016年	2018年 12月 15日	有 (別紙)	有	最終生存確認日は 2016年12月31日	法第18条, 法第19条, 第21条第8項
特定匿名化情報	2016年	2018年 12月 15日	有	有	最終生存確認日は 2016年12月31日	第21条第9項
病院等への提供情報	2016年	2018年 12月 15日	有	有	最終生存確認日は 2016年12月31日	法第20条
都道府県がん情報年次確定集約情報 (登録情報)	2017年	2020年 3月 25日	有 (別紙)	有	最終生存確認日は 2017年12月31日	法第18条, 法第19条, 第21条第8項
特定匿名化情報	2017年	2020年 3月 25日	有	有	最終生存確認日は 2017年12月31日	第21条第9項
病院等への提供情報	2017年	2020年 3月 25日	有	有	最終生存確認日は 2017年12月31日	法第20条
都道府県がん情報年次確定集約情報 (登録情報)	2018年	2021年 2月 2日	有 (別紙)	有	最終生存確認日は 2018年12月31日	法第18条, 法第19条, 第21条第8項
特定匿名化情報	2018年	2021年 2月 2日	有	有	最終生存確認日は 2018年12月31日	第21条第9項
病院等への提供情報	2018年	2021年 2月 2日	有	有	最終生存確認日は 2018年12月31日	法第20条
都道府県がん情報年次確定集約情報 (登録情報)	2019年	2021年 12月 14日	有 (別紙)	有	最終生存確認日は 2019年12月31日	法第18条, 法第19条, 第21条第8項
特定匿名化情報	2019年	2021年 12月 14日	有	有	最終生存確認日は 2019年12月31日	第21条第9項
病院等への提供情報	2019年	2021年 12月 14日	有	有	最終生存確認日は 2019年12月31日	法第20条

情報名	罹患年次	情報確定年月日	定義情報等			提供可否/根拠
			データレイアウト	コード表	備考	
都道府県がん情報年次確定集約情報 (登録情報)	2020年	2024年 4月 12日	有 (別紙)	有	最終生存確認日は 2020年12月31日	法第18条, 法第19条, 第21条第8項
特定匿名化情報	2020年	2024年 4月 12日	有	有	最終生存確認日は 2020年12月31日	第21条第9項
病院等への提供情報	2020年	2024年 4月 12日	有	有	最終生存確認日は 2020年12月31日	法第20条
都道府県がん情報年次確定集約情報 (登録情報)	2021年	2025年 2月 19日	有 (別紙)	有	最終生存確認日は 2021年12月31日	法第18条, 法第19条, 第21条第8項
特定匿名化情報	2021年	2025年 2月 19日	有	有	最終生存確認日は 2021年12月31日	第21条第9項
病院等への提供情報	2021年	2025年 2月 19日	有	有	最終生存確認日は 2021年12月31日	法第20条

(様式1：別紙1)

登録情報

	項目名 (ヘッダ)	データ型	最長桁数	コード備考 (※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む)
1	行番号	数値型	10	ファイル内で1から連番
2	提供情報患者番号	数値型	10	ファイル内で新たに採番する患者番号
3	多重がん番号	数値型	3	0:多重がんなし 1以上:多重の順
4	性別	文字列型	1	0:男女の診断 1:男の診断 2:女の診断
5	診断時年齢	数値型	3	集約診断日-集約生年月日にて算出, 999:年齢不明
6	診断時年齢 (小児用)	数値型	28	月齢, 9999:年齢不明, 整数4桁+.+小数点以下23桁
7	診断時患者住所都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード1～47, 77:国外, 99:不明
8	診断時患者住所保健所コード	文字列型	2	※1
9	診断時患者住所医療圏コード	文字列型	2	※1
10	診断時患者住所市区町村コード	文字列型	5	全国地方公共団体コード
11	診断時患者住所	文字列型	200	都道府県-郡市区町村-町字までの表記
12	側性	文字列型	1	1:右側 2:左側 3:両側 7:側性なし 9:不明
13	局在コード (ICD-0-3)	文字列型	4	ICD-0-3 局在 (T) コードに準ずる
14	診断名 (和名)	文字列型	128	局在コードに対応する和名
15	形態コード (ICD-0-3)	文字列型	4	ICD-0-3 形態 (M) コードに準ずる
16	性状コード (ICD-0-3)	文字列型	1	ICD-0-3 形態 (M) コードに準ずる
17	分化度 (ICD-0-3)	文字列型	1	1:異型度Ⅰ 高分化 2:異型度Ⅱ 中分化 3:異型度Ⅲ 低分化 4:異型度Ⅳ 未分化 5:T細胞 6:B細胞 7:ル細胞 非T・非B 8:NK細胞 9:異型度または分化度・細胞型が未決定, 未記載又は適用外
18	組織診断名 (和名)	文字列型	128	形態と性状コードの組み合わせに対応する和名
19	ICD-10 コード	文字列型	4	
20	ICD-10 (和名)	文字列型	128	ICD-10 コードに対応する和名

	項目名 (ヘッダ)	データ型	最長桁数	コード備考 (※1:コード定義あり ※2:がん死亡者情報票のみの登録を含む)
21	IARC-ICCC3 コード (小児用がん分類)	文字列型	6	小児用がん用分類※1
22	ICCC (英名)	文字列型	128	ICCC コードに対応する英名
23	診断根拠	文字列型	1	0:死亡者情報票情報のみかつ 診断根拠不明 1:原発巣の組織診 2:転移巣の組織診 3:細胞診 4:部位特異的腫瘍マーカー (AFP, HCG, VMA, 免疫グロブリンの高値) 5:臨床検査 6:臨床診断 9:不明
24	診断年	文字列型	4	YYYY 形式
25	診断年月日	文字列型	8	YYYYMMDD 形式
26	診断日精度	文字列型	1	0:完全な日付 1:閏年以外の 2/29 2:日のみ不明 3:月を推定 4:月・日が不明 5:年を推定 9:日付なし
27	発見経緯	文字列型	1	1:がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3:他疾患の経過観察中の偶然発見 4:剖検発見 8:その他 9:不明※2
28	進展度・治療前	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明※2
29	進展度・術後病理学的	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 660:手術なし・術前治療後 777:該当せず 499:不明※2
30	進展度・総合	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明※2
31	外科的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2

	項目名（ヘッダ）	データ型	最長桁数	コード備考（※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む）
32	鏡視下治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
33	内視鏡的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
34	観血的（外科的・鏡視下・内視鏡的）治療の範囲	文字列型	1	1:腫瘍遺残なし 4:腫瘍遺残あり 6:手術なし 9:不明※2
35	放射線療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
36	化学療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
37	内分泌療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
38	その他治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
39	初診病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 初診：届出情報の中から最も先に受診したと考えられる病院を選択
40	初診病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
41	初診病院保健所コード	文字列型	2	※1
42	初診病院医療圏コード	文字列型	2	※1
43	初診病院住所	文字列型	200	都道府県-郡市区町村-町字までの表記
44	診断病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 診断：届出情報の中から「がん」の診断を確定したと考えられる病院を選択
45	診断病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
46	診断病院保健所コード	文字列型	2	※1
47	診断病院医療圏コード	文字列型	2	※1
48	診断病院住所	文字列型	200	都道府県-郡市区町村-町字までの表記
49	観血的治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 観血的：届出情報の外科的、体腔鏡的、内視鏡的治療のいずれか又は複数がある場合、外科的、体腔鏡的、内視鏡の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択
50	観血的治療都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード

	項目名（ヘッダ）	データ型	最長桁数	コード備考（※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む）
51	観血的治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
52	観血的治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
53	観血的治療病院住所	文字列型	200	都道府県-郡市区町村-町字までの表記
54	放射線治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1
55	放射線治療病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
56	放射線治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
57	放射線治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
58	放射線治療病院住所	文字列型	200	都道府県-郡市区町村-町字までの表記
59	薬物治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 薬物：届出情報の化学療法、 内分泌療法のいずれか又は複数 がありの場合、化学療法、 内分泌療法の優先順位で当該 治療を実施したと考えられる 病院を選択
60	薬物治療都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
61	薬物治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
62	薬物治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
63	薬物治療病院住所	文字列型	200	都道府県-郡市区町村-町字までの表記
64	原死因	文字列型	4	ICD-10 コード
65	原死因（和名）	文字列型	128	原死因ががんの範囲のとき、 ICD-10 コードに対応する和名
66	生死区分	文字列型	1	0:生存 1:死亡
67	死亡日/最終生存確認日 資料源	文字列型	1	死亡日が存在する場合は” R, C, NC” 死亡日が存在しない場合は” R”
68	生存期間（日）	数値型	5	死亡年月日又は最終生存確認 年月日と診断年月日から算出 した年次確定集約情報の生存 期間（月）×30.5の日数
69	DCI 区分	文字列型	1	1:DCI である 2:DCI でない DCI:DCO+遡り調査で「がん」 の届出

	項目名 (ヘッダ)	データ型	最長桁数	コード備考 (※1:コード定義あり ※2:がん死亡者情報票のみの登録を含む)
70	DCO 区分	文字列型	1	1:DCO である 2:DCO でない DCO:死亡者情報票のみで登録された「がん」
71	患者異動動向	文字列型	1	入力都道府県と診断時住所の都道府県が, 1:すべて同一 2:すべて異なる 3:一つでも異なる 0:C 票のみ
72	患者受療動向	文字列型	1	入力都道府県と診断時住所の都道府県が, 1:すべて一致 2:不一致を含む
73	統計対象区分	数値型	1	IARC/IACR 多重がん規則に基づく 1:統計対象である 2:統計対象ではない
74	生存率集計対象区分	文字列型	1	0:生存率集計対象外 (統計対象区分が 2 又は DCO 区分が 1) 1:生存率集計対象 (性状コードが 3 で多重がん番号が最小) 2:生存率集計対象 (1 を除く第一がんを問わず性状 3 のもの) 3:生存率集計対象追加候補① (第一がんの性状 0~2) 4:生存率集計対象追加候補② (第一がんを含まない性状 0~2)
75	集計用市区町村コード	文字列型	5	集約患者診断時住所市区町村コードを, 別途定義する定義テーブルによって, 任意の年に存在する市区町村コードに置き換えたコード
76	死亡年月	文字列型	6	YYYYMM 形式

鹿児島県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

〔鹿児島県がん情報
匿名化が行われた鹿児島県がん情報〕の提供について (申出)

標記について、がん登録等の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 111 号)

〔第 18 条 第 19 条 第 21 条第 8 項 第 21 条第 9 項〕	〔の規定に基づき、別紙のとおり に準じ、別紙のとおり〕	都道府県がん情報 匿名化が行われた都道府県がん情報
		法第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる情報 匿名化が行われた法第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる情報

の提供の申出を行います。

【申出者の主体による分類】

- 第 18 条 都道府県知事による利用等
- 第 19 条 市町村等への提供
- 第 21 条第 8 項 がんに係る調査研究を行う者への提供 (匿名化がされていない情報)
- 第 21 条第 9 項 がんに係る調査研究を行う者への提供 (匿名化がされた情報)

【情報の種類】

都道府県がん情報 匿名化が行われた都道府県がん情報	}	平成 28 年 1 月 1 日以降の 症例に係る情報
------------------------------	---	-------------------------------

法第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる情報 . . . 平成 27 年 12 月 31 日以前の症例に係る情報

	別に集計し、年齢階級、進展度、初回治療内容ごとに層別化する。属性ごとに生存率の算出を行い、がんの過剰死亡を目的変数とした過剰ハザードモデルを使用した多変量解析を行う。							
利用する情報の範囲	(様式2-1 別紙2の添付)				<input type="checkbox"/> 必要な限度の情報である <input type="checkbox"/> 診断年次、地域、がんの種類が記載されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他		
想定する集計表・図	(集計表・図の作成を予定する場合、想定する集計表・図の添付)				<input type="checkbox"/> 集計表・図の作成を予定する調査研究の場合は、集計表・図の様式案等の添付がある <input type="checkbox"/> 提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではない	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他		
提供依頼申出者	※公的機関（国の行政機関、都道府県及び市区町村）、法人等（公的機関以外の組織）、個人のいずれかの欄に記入する。				<input type="checkbox"/> 利用者の所属が複数ある場合は、すべての所属及び職名又は立場が記載されている <input type="checkbox"/> 利用者の具体的な役割が記載されている <input type="checkbox"/> 利用者の情報の利用場所について記載されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他		
(公的機関)	機関名	担当部局名	住所	電話番号				
			〒					
(法人等)	法人名 (法人番号)	代表者の職名	代表者の氏名 (ふりがな)	住所				電話番号
	()		()	〒				
(個人)	氏名 (ふりがな)	生年月日※西暦	所属機関	所属部署				
	()							
	職名	住所	電話番号	メールアドレス				
		〒						

利用者 ※10名を超える場合は別紙として添付する。	氏名	所属機関	職名	申出上の立場及び研究における役割	利用場所			
	〇〇 〇〇	〇〇大学医学部〇〇講座	教授	提供依頼申出者 統括利用責任者 分析結果解釈助言	① (名称又は集計、分析等を行う場所の番号等)			
	〇〇 〇〇	〇〇大学医学部〇〇講座	准教授	利用責任者 分析方法助言	①			
	〇〇 〇〇	〇〇大学医学部〇〇講座	助教	利用者 分析	①			
	〇〇 〇〇	〇〇大学医学部附属病院〇〇科	部長	利用者責任者 分析方法助言	②			
	〇〇 〇〇	〇〇大学医学部附属病院〇〇科	医長	利用者 分析	②			
誓約書	(様式2-3の添付)					<input type="checkbox"/> 利用者全員の誓約書が添付されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他	
研究実績を示す書類	(第21条第8項の規定に基づく場合、論文、報告書等の添付)					<input type="checkbox"/> 実績を2以上有することを証明する書類(論文・報告書等)が添付されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他	
委託の有無	有・無 有の場合 (委託契約書等又は様式4の添付)					<input type="checkbox"/> 調査研究の一部を委託する場合には、委託契約書等の書類が添付されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他	

<p>利用期間</p>	<p>①又は②のいずれか早い日を選択する。 <input type="checkbox"/>①提供を受けた日から 年(※)を経過した日が属する年の12月31日までの期間 <input type="checkbox"/>②当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日</p> <p>(※)がんに係る調査研究の性質上、全国がん登録情報を5年以上にわたり分析をする必要がある場合は、最大15年</p>	<p><input type="checkbox"/>調査研究の期間に照らして、必要な期間が具体的に明記されている</p>	<p><input type="checkbox"/>適切 <input type="checkbox"/>不適切 <input type="checkbox"/>その他</p>	
<p>利用場所, 利用する環境, 保管場所, 管理方法及び利用後の処理</p>	<p>集計, 分析等を行う場所: ※利用者との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ① ○○大学医学部○○講座第一研究室 ② ○○大学医学部附属病院がん対策研究所サーバ管理室1</p> <p>保管を行う場所: ※集計, 分析等を行う場所との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ①' ○○大学医学部○○講座第一研究室 ②' ○○大学医学部附属病院がん対策研究所サーバ管理室1</p> <p><input type="checkbox"/>利用する情報に合わせ、別添2「利用者が行う安全管理措置」に記載の対策が全て講じられている。</p>	<p><input type="checkbox"/>情報の利用場所について記載されている <input type="checkbox"/>利用者が行う安全管理措置に示された措置が全て講じられている</p>	<p><input type="checkbox"/>適切 <input type="checkbox"/>不適切 <input type="checkbox"/>その他</p>	
<p>倫理審査の状況</p>	<p>法第21条に規定されている目的の調査研究である場合 承認・未承認</p> <p>承認の場合 (倫理審査結果通知書等の添付)</p>	<p><input type="checkbox"/>法第21条に規定されている目的の調査研究である場合、当該研究計画について倫理審査委員会の承認状況の記載がある <input type="checkbox"/>倫理審査委員会で承認されている場合、倫理審査結果通知書等の添付がある</p>	<p><input type="checkbox"/>適切 <input type="checkbox"/>不適切 <input type="checkbox"/>非該当 <input type="checkbox"/>その他</p>	
<p>同意書又は同意代替措置を示す書類</p>	<p>(第21条第8項の規定に基づく提供を受ける場合、当該研究にかかる説明・同意文書又は同意代替措置が講じられていることを示す書類の添付)</p>	<p><input type="checkbox"/>同意を得ていることが分かる書類が添付されていること <input type="checkbox"/>法附則第2条第1項に該当する調査研究の場合は、政令附則第2条第3項に該当する調査研究であること及び同意代替措置に関する指針に従った措置が講じられていることを判断できる書類が添付さ</p>	<p><input type="checkbox"/>適切 <input type="checkbox"/>不適切 <input type="checkbox"/>非該当 <input type="checkbox"/>その他</p>	

							れていること <input type="checkbox"/> 同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けたことが分かる書類が添付されていること		
調査研究成果の公表方法	利用期間内に以下の方法で公表する予定 <input type="checkbox"/> 学会又は研究会での公表 <input type="checkbox"/> 学術誌への投稿 <input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書での公表 <input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表 <input type="checkbox"/> その他（具体的な方法を記載）						<input type="checkbox"/> 研究成果の公表方法が示されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他	
その他特記事項								<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他	
事務担当者連絡先	氏名	所属機関	職名	住所	電話番号	メールアドレス	<input type="checkbox"/> 事務担当者の連絡先等が全て記載されている		
				〒					

(様式2-1:別紙2)

	利用する情報の範囲	記入(半角英数字)	単位・コード		利用する情報の範囲	記入(半角英数字)	単位・コード		利用する情報の範囲	記入(半角英数字)	単位・コード
ア	診断年次(開始年)		(年から)※西暦	ウ	がんの種類(ICD10)		(ICD10コード)	エ	性別		(性別コード)3:全て(不明含む) / 0:両性/1:男性のみ/2:女性のみ
	診断年次(終了年)		(年まで)※西暦		又は				年齢(下限)		(歳以上)
イ	地域		(地域コード)0:全国 / 1~47:都道府県コード		がんの種類(ICD-0-3)		(局在コード) (形態コード)	オ	年齢(上限)		(歳未満)

左欄の基本提供項目に加えて、以下の太枠内に○をつけた選択提供項目の提供を希望する(不要な項目は空欄とする)。(※)様式1別紙1の項目番号

番号(※)	【基本提供項目】	提供	番号	【選択提供項目:診療情報等】	提供	番号	【選択提供項目:診療情報等】	提供	番号	【選択提供項目:病院地理情報等】	提供
1	行番号	○		■発見経緯基本提供項目			■治療項目基本提供項目			■保健所区分	
4	性別	○	27	発見経緯	—	31	外科的治療の有無	—	41	初診病院保健所コード	—
5	診断時年齢	○		■小児がん基本提供項目		32	鏡視下治療の有無	—	46	診断病院保健所コード	—
7	診断時患者住所都道府県コード	○	6	診断時年齢(小児用)	—	33	内視鏡的治療の有無	—	51	観血的治療病院保健所コード	—
12	側性	○	21	IARC-ICCC3コード(小児用がん分類)	—	34	観血的(外科的・鏡視下・内視鏡的)治療の範囲	—	56	放射線治療病院保健所コード	—
13	局在コード(ICD-0-3)	○	22	ICCC(英名)	—	35	放射線療法の有無	—	61	薬物治療病院保健所コード	—
14	診断名(和名)	○		■多重がん基本提供項目		36	化学療法の有無	—		■医療圏区分	
15	形態コード(ICD-0-3)	○	2	提供情報患者番号	—	37	内分泌療法の有無	—	42	初診病院医療圏コード	—
16	性状コード(ICD-0-3)	○	3	多重がん番号	—	38	その他治療の有無	—	47	診断病院医療圏コード	—
17	分化度(ICD-0-3)	○		■生存率基本提供項目			■受療動向基本提供項目		52	観血的治療病院医療圏コード	—
18	組織診断名(和名)	○	66	生死区分	—	71	患者異動動向	—	57	放射線治療病院医療圏コード	—
19	ICD-10コード	○	67	死亡日/最終生存確認日資料源	—	72	患者受療動向	—	62	薬物治療病院医療圏コード	—
20	ICD-10(和名)	○	68	生存期間(日)	—	39	初診病院コード	—		■所在地	
23	診断根拠	○	74	生存率集計対象区分	—	40	初診病院都道府県コード	—	43	初診病院住所*	—
24	診断年	○		■生存率選択提供項目		44	診断病院コード	—	48	診断病院住所*	—
69	DC1区分	○	64	原死因(ICD-10)	—	45	診断病院都道府県コード	—	53	観血的治療病院住所*	—
70	DC0区分	○	65	原死因(和名)	—	49	観血的治療病院コード	—	58	放射線治療病院住所*	—
73	統計対象区分	○	76	■死亡年月		50	観血的治療都道府県コード	—	63	薬物治療病院住所*	—
				■診断日詳細基本提供項目		54	放射線治療病院コード	—		【選択提供項目:患者診断時住所地理的属性】	提供
			25	診断年月日	—	55	放射線治療病院都道府県コード	—	8	■診断時患者住所保健所コード*	
			26	診断日精度	—	59	薬物治療病院コード	—	9	■診断時患者住所医療圏コード	
				■病期基本提供項目		60	薬物治療病院都道府県コード	—	10	■診断時患者住所市区町村コード	
			28	進展度・治療前	—				11	■診断時患者住所*	
			29	進展度・術後病理学的	—				75	■集計用市区町村コード	
			30	進展度・総合	—						

鹿児島県知事 殿

病院等の管理者
(押印省略)

都道府県がん情報等の提供の請求について (申出)

標記について、がん登録等の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 111 号) 第 20 条の
〔規定に基づき、別紙のとおり、当院から届出がされたがんに係る都道府県がん情報
規定に準じ、別紙のとおり、当院から届出がされたがんに係る法第 22 条第 1 項第 1 号に掲
げる情報〕
の提供の申出を行います。

【申出者の主体による分類】

第 20 条 病院等への提供

【情報の種類】

都道府県がん情報 . . 平成 28 年 1 月 1 日以降の症例に係る情報

法第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる情報 . . 平成 27 年 12 月 31 日以前の症例に係る情報

(様式2-2:別紙1)

※提供依頼申出者は太枠内に記入する。

申出番号(新規)		
調査研究名		
根拠となる法律条文	がん登録等の推進に関する法律(平成25年度法律第111号) 第20条	確認日 年 月 日
		確認者 氏名
項目	内容・添付文書	窓口組織での点検事項
情報の利用目的, 必要性及び研究方法	<p>【情報の利用目的(300字程度)】※院内がん登録のための場合はチェックのみで可</p> <p><input type="checkbox"/>院内がん登録のため</p> <p><input type="checkbox"/>がんに係る調査研究のため</p> <p>(例) 全国がん登録情報を用いて, ○○がん患者の背景因子(年齢, 性別, 進行度等), 発見経緯, 受療動向, 治療内容及び予後の地域ごとの格差とその要因分析を行うことで, 都道府県間のがん治療, 予後等の格差を解消し, 国民全体の健康の向上に資する。</p>	<p>(がんに係る調査研究のための場合)</p> <p><input type="checkbox"/>登録情報の利用目的及び必要性が申出文書に明記されている</p> <p><input type="checkbox"/>利用する登録情報等と調査研究方法の関係が明確に記載されている</p> <p><input type="checkbox"/>個人特定につながるようなデータの使用方法ではない</p> <p><input type="checkbox"/>研究計画書が添付されている</p> <p><input type="checkbox"/>研究計画と申出内容に矛盾がない</p>
	<p>【必要性(300字程度)】※院内がん登録のための場合は省略可</p> <p>(例) ○○がん患者の生存率の地域格差を把握するためには, 住民ベースの悉皆性の高い全国がん登録情報の利用が必要である。e-Statでの公表値では目的が達成できない。</p>	
	<p>【研究方法(300字程度)】※院内がん登録のための場合は省略可</p> <p>(例) 集計表案に記載のとおり, ○○がん患者(ICD-10コード: C○○)を都道府県別に集計し, 年齢階級, 進展度, 初回治療内容ごとに層別化する。属性ごとに生存率の算出を行い, がんの過剰死亡を目的変数とした過剰ハザードモデルを使用した多変量解析を行う。</p>	
利用する情報の範囲	診断年次:(西暦) _____年	<input type="checkbox"/> 診断年次が記載されている

<p>想定する集計表・図</p>	<p>(集計表・図の作成を予定する場合、想定する集計表・図の添付) ※院内がん登録のための場合は省略可</p>					<p><input type="checkbox"/>集計表・図の作成を予定する調査研究の場合は、集計表・図の様式案等の添付がある <input type="checkbox"/>提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではない</p>
<p>利用者</p>	<p>氏名</p>	<p>所属機関</p>	<p>職名</p>	<p>申出上の立場及び院内がん登録又は研究における役割</p>	<p>利用場所</p>	<p><input type="checkbox"/>利用者の具体的な役割が記載されている <input type="checkbox"/>情報の利用場所について記載されている</p>
	<p>〇〇 〇〇</p>	<p>〇〇大学医学部〇〇講座</p>	<p>教授</p>	<p>提供依頼申出者 統括利用責任者 分析結果解釈助言</p>	<p>① (名称又は集計、分析等を行う場所の番号等)</p>	
	<p>〇〇 〇〇</p>	<p>〇〇大学医学部〇〇部</p>	<p>部長 診療情報管理士</p>	<p>利用責任者 入力作業</p>	<p>②</p>	
	<p>〇〇 〇〇</p>	<p>〇〇大学医学部〇〇講座</p>	<p>診療情報管理士</p>	<p>利用者 入力作業</p>	<p>②</p>	
<p>誓約書</p>	<p>(様式2-3の添付)</p>					<p><input type="checkbox"/>利用者全員の誓約書が添付されている</p>
<p>委託の有無</p>	<p>有・無 有の場合 (委託契約書等又は様式4の添付)</p>					<p><input type="checkbox"/>調査研究の一部を委託する場合には、委託契約書等の書類が添付されている</p>

<p>利用期間</p>	<p>①又は②のいずれか早い日を選択する。(院内がん登録のための場合は①) <input type="checkbox"/>①提供を受けた日から 年(※)を経過した日が属する年の12月31日までの期間 <input type="checkbox"/>②当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日</p> <p>(※)がんに係る調査研究の性質上、全国がん登録情報を5年以上にわたり分析をする必要がある場合は、最大15年</p>						<p><input type="checkbox"/>調査研究の期間に照らして、必要な期間が具体的に明記されている</p>
<p>利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法及び利用後の処理</p>	<p>集計、分析等を行う場所： ※利用者との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ① ○○大学医学部附属病院○○科研究室 ② ○○大学医学部附属病院院内がん登録</p> <p>保管を行う場所： ※集計、分析等を行う場所との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ①' ○○大学医学部附属病院○○科研究室 ②' ○○大学医学部附属病院院内がん登録</p> <p><input type="checkbox"/>利用する情報に合わせ、別添2「利用者が行う安全管理措置」に記載の対策が全て講じられている。</p>						<p><input type="checkbox"/>利用者が行う安全管理措置に示された措置が全て講じられている</p>
<p>調査研究成果の公表方法</p>	<p>利用期間内に以下の方法で公表する予定 <input type="checkbox"/>学会又は研究会での公表 <input type="checkbox"/>学術誌への投稿 <input type="checkbox"/>研究班や所属組織の報告書での公表 <input type="checkbox"/>ウェブサイトでの公表 <input type="checkbox"/>その他(具体的な方法を記載)</p>						<p><input type="checkbox"/>研究成果の公表方法が示されている</p>
<p>その他特記事項</p>							
<p>事務担当者連絡先</p>	<p>氏名</p>	<p>所属機関</p>	<p>職名</p>	<p>住所</p>	<p>電話番号</p>	<p>メールアドレス</p>	<p><input type="checkbox"/>事務担当者の連絡先等が全て記載されている</p>
				<p>〒</p>			

鹿児島県知事 殿

都道府県がん情報等の利用に関する誓約書

私は、[都道府県がん情報等の提供を応諾された研究の名称を記入してください]のために、【都道府県がん情報／匿名化が行われた都道府県がん情報】を使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。また、違反した場合には、今後のがん登録情報利用の制限を受ける可能性があり、情報漏えい等が発覚した場合には、がん登録推進法に基づく刑事的な責任及び民事的な責任に問われる可能性があることを理解しています。

記

1. 提供された情報については、都道府県がん情報等に関する利用規約（以下「本規約」という。）に同意し、自らの立場に応じて本規約における提供依頼申出者又は利用者の義務を負担すること。
2. 提供された情報については、都道府県がん情報等の提供に関する申出文書（以下「申出文書」という。）に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
3. 提供された情報については、申出文書に記載のとおり厳重に管理し、漏えい、紛失等のないようにすること。
4. 提供された情報の複製データ、加工又は集計により作成した中間生成物及び成果物についても、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「鹿児島県がん登録評価事業情報提供事務処理要領」に従い取り扱うこと。
5. 本規約に違反した場合、本規約の解除の有無にかかわらず、本規約に従い、鹿児島県知事が定める措置が適用されることに合意すること。
6. 提供された情報を利用した研究成果等は、公表すること。公表を行わなかったものは中間生成物として消去すること。
7. 提供された情報については、中間生成物を含め、鹿児島県知事に公表前確認を行い、承認を得た後でなければ利用者以外に見せないこと・情報利用中の画面を撮影、録画、スクリーンショットの取得、利用者以外に閲覧させる等の行為は固く禁じられていること。
8. 提供された情報の利用により何らかの不利益を被ったとしても、鹿児島県の責任は一切問わないこと。
9. その他の利用に際しては、鹿児島県の指示に従うこと。
10. 提供された情報の利用にあたり、本規約に加えて鹿児島県が利用者に対し都道府県がん情報等の提供に関する応諾の通知書において付加した条件を遵守すること。

日付 年 月 日
氏名 _____

備考

- 1 利用者ごとに当該ページを作成すること。
- 2 提供依頼申出者の代表者又は管理者及び利用者は記名すること（押印又は署名は不要）。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

鹿児島県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

申出番号 XXXX-XXXX [都道府県がん情報等の提供を応諾された研究の名称を記入してください] の申出内容について、以下の点で変更が生じたことから、別紙のとおり、変更申出を行います。

- ① 利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合
- ② 利用者を追加又は除外する場合
(ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く)
- ③ 成果の公表形式を変更する場合
- ④ 利用期間の延長を希望する場合
- ⑤ 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ⑥ その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
- ⑦ その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合

※ 該当する変更点に全てチェックを入れる。

様式 2-4 : 別紙 1 (今回申請の変更箇所)

変更点		変更後	変更前	変更理由
1	<input type="checkbox"/> ① 利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> ② 利用者を追加又は除外する場合 (ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く) <input type="checkbox"/> ③ 成果の公表形式を変更する場合 <input type="checkbox"/> ④ 利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> ⑤ 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> ⑥ その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 <input type="checkbox"/> ⑦ その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			
2	<input type="checkbox"/> ① 利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> ② 利用者を追加又は除外する場合 (ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く) <input type="checkbox"/> ③ 成果の公表形式を変更する場合 <input type="checkbox"/> ④ 利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> ⑤ 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> ⑥ その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 <input type="checkbox"/> ⑦ その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			

※ 必要に応じて行を追加する。

様式2-4：別紙2（改変履歴）

※ 過去に行った変更申出がある場合は全て列記する（審議会の審査を受けていないものを含む）。

申出番号（新規）：XXXX-XXXX

変更申出（1回目）：

変更申出年月日： 年 月 日

変更点		変更後	変更前	変更理由
1	<input type="checkbox"/> 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> 申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさない極軽微な変更を行う場合 <input type="checkbox"/> 利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> 成果の公表形式を大幅に変更する場合 <input type="checkbox"/> 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合			
2	<input type="checkbox"/> 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> 申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさない極軽微な変更を行う場合 <input type="checkbox"/> 利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> 成果の公表形式を大幅に変更する場合 <input type="checkbox"/> 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合			

※ 必要に応じて行を追加する。

変更申出（2回目）：

変更申出年月日： 年 月 日

変更点		変更後	変更前	変更理由
1	<input type="checkbox"/> 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> 申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさない極軽微な変更を行う場合 <input type="checkbox"/> 利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> 成果の公表形式を大幅に変更する場合 <input type="checkbox"/> 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合			
2	<input type="checkbox"/> 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> 申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさない極軽微な変更を行う場合 <input type="checkbox"/> 利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> 成果の公表形式を大幅に変更する場合 <input type="checkbox"/> 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合			

※ 必要に応じて3回目以降を追加する。

様式3

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

情報の利用の必要性について

年 月 日付けで提供の申出を行う情報については、下記のとおり、その利用を必要とするものですので、よろしくお取り計らい願います。

記

鹿児島県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

調査研究等の委託に係る契約について

このことについて、 年 月 日付けで提供の申出を行った情報については、調査研究を(委託者名)から委託されています。現在、委託契約手続きを進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付しますが、現時点において、契約書又は覚書に、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- 2 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- 3 関係資料の適正管理義務に関する事項
- 4 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- 5 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- 6 業務の再委託の禁止に関する事項
- 7 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- 8 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- 9 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

鹿児島県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

調査研究等の委託に係る契約について

このことについて、 年 月 日付けで提供の申出を行った情報については、一部の解析等を(受注者名)に委託することとしていますが、現在、委託契約手続きを進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付しますが、現時点において、契約書又は覚書に、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、受注者における利用者についても、誓約書を提出することを申し添えます。

記

- 1 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- 2 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- 3 関係資料の適正管理義務に関する事項
- 4 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- 5 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- 6 業務の再委託の禁止に関する事項
- 7 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- 8 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- 9 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

様式5-1

文 書 番 号
年 月 日

提供依頼申出者 殿

鹿児島県知事

申請された情報の提供について

年 月 日付けで提供依頼申出された情報（申出番号 XXXX-XXXX）について、【提供すること／下記条件を満たした場合に提供すること】となりましたのでお知らせします。

記

提供番号：

審査結果：【応諾／附帯意見付き応諾／条件付き応諾】

附帯意見：【なし／〇〇】

提供条件：【なし／〇〇】

様式 5 - 2

文 書 番 号
年 月 日

提供依頼申出者 殿

鹿児島県知事

申請された情報の提供について

年 月 日付けで提供依頼申出された情報（申出番号 XXXX-XXXX）について、下記の理由により、提供しないこととなりましたので御了承ください。

記

審査結果：不応諾

情報の提供をしない理由：

様式 5 - 3

文 書 番 号
年 月 日

提供依頼申出者 殿

鹿児島県知事

申請された情報の提供について

年 月 日付で申請された情報（申出番号 XXXX-XXXX）について、提供すること
となりましたのでお知らせします。

提供番号：XXXX-XXXX

様式 5 - 4

提供番号	申請年月日	利用目的	利用範囲	申請者	公表時期	報告受理日	廃棄年月日

様式6

年 月 日

鹿児島県知事 殿

利用者
(押印省略)

廃棄処置及び実績報告書

提供を受けた情報（提供番号 XXXX-XXXX [都道府県がん情報等の提供を応諾された研究の名称を記入してください] について、当該利用期間が終了したため（利用が終了したため）、廃棄処置及び利用実績について、下記のとおり報告します。

記

処置年月日： 年 月 日

廃棄処置方法：

成果の公表方法	公表年	公表した学会・学術誌・研究班等の名称	タイトル
<input type="checkbox"/> 国内外の学会又は研究会での公表 <input type="checkbox"/> 学術誌への投稿 <input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書での公表 <input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表 <input type="checkbox"/> その他（具体的な方法を記載）			
<input type="checkbox"/> 国内外の学会又は研究会での公表 <input type="checkbox"/> 学術誌への投稿 <input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書での公表 <input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表 <input type="checkbox"/> その他（具体的な方法を記載）			

※公表された上記内容について、該当部分を複写し添付する。

※インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を記載する。

様式7

鹿児島県 健康増進課
連絡先：

都道府県がん情報の国外提供に関して、次のとおり報告します。

1. 情報提供の申出種別（該当するものを■に変更すること。）

新規 変更申出（前回応諾； 年 月 日）

2. 申出の概要

提供依頼申出者 （個人の場合は氏名と所属）		
調査研究名		
法第何条第何項に基づく申請か		
利用の目的 （2～3行で簡潔に記載）		
利用する 情報	診断年	
	がん種	
	その他備考	
国外の利用者		
国外の利用場所		

3. 審議の結果（該当するものを■に変更すること。）

応諾 附帯意見付き応諾 条件付き応諾 継続審議 不応諾

条件（条件付き応諾の場合は条件を下記に記載すること。）：

以上

都道府県がん情報等に関する利用規約

西暦2025年12月9日

鹿児島県知事

(総則)

第1条 本規約は、都道府県がん情報又はこれを匿名化した情報（以下「都道府県がん情報等」という。）の提供依頼申出者及び当該申出に係る都道府県がん情報等の提供を受けた者（以下「利用者」という。）と鹿児島県知事（以下「提供者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）の内容を定めるものである。

2 本契約は、提供者が発出する応諾通知に基づき、利用者が本規約を遵守すること等を内容とした都道府県がん情報等の利用に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提供者に提出したときに成立する。

3 都道府県がん情報等を提供するために必要な一切の手段については、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年省令第137号。以下「省令」という。）、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（以下「マニュアル」という。）、鹿児島県がん登録評価事業情報提供事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）、本規約並びに申出文書等（それらに付随する書類をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。

4 利用者及び提供者は本契約を履行し、本規約に定めのない事項については、マニュアル及び事務処理要領に基づくものとする。本契約の成立後、マニュアル及び事務処理要領が改正された場合は、新たに有効とされたマニュアル及び事務処理要領に基づくものとする。

5 本規約に定める請求、通知、報告、申出、応諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 本契約の履行に関して、本規約その他資料が、他の言語により翻訳された場合であっても、日本語を正文とする。

7 本契約に係る訴訟については、日本国の管轄裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(都道府県がん情報等の提供及び利用)

第2条 提供者は、本契約の成立後、本契約、マニュアル及び事務処理要領に基づき、提供依頼申出者に対し、都道府県がん情報等を提供する。

2 提供者は、何らかの理由により、前項に基づく都道府県がん情報等の提供が遅延する

場合には、その旨及びその理由を提供依頼申出者に対して通知するものとする。提供依頼申出者は、都道府県がん情報等の提供が遅延した場合、応諾通知書に記載された都道府県がん情報等の利用期間の延長を求めることができる。延長日数は、提供者と協議の上決定するものとする。

- 3 提供者が提供する都道府県がん情報等は、その情報の選択及び体系的な構成を提供者が自ら決定するものであり、提供する都道府県がん情報等がデータベースの著作物として保護を受ける場合、その著作権は、提供者が保有し、行使するものとする。
- 4 提供依頼申出者に提供される都道府県がん情報等は、申出文書に記載された利用者の範囲に限り、利用することができる。
- 5 利用者は、本契約、誓約書、申出文書、マニュアル及び事務処理要領に従ってこれを利用するものとする。
- 6 利用者は、提供者が都道府県がん情報等の利用の停止を含め、提供した都道府県がん情報等に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

(管理)

第3条 利用者は、提供を受けた都道府県がん情報等を消去するまでの間、申出文書に記載した又は提供者により指示を受けた管理方法に基づき適正に管理するものとする。

- 2 都道府県がん情報等を媒体で受領した場合、提供を受けた都道府県がん情報等について、当該データを別の記録装置に複写・保存する行為は1回に限定する。別の記憶装置に保存された当該ファイルも、提供を受けた都道府県がん情報等として扱うものとする。
- 3 提供者が利用者に利用状況の報告を求めた場合、利用者は随時対応することとし、報告を求められた時から原則1週間以内に報告を行うものとする。
- 4 匿名化が行われた都道府県がん情報の国外にある機関等への提供が生じる場合、国内の提供依頼申出者となった者は、当該機関等に対して本誓約内容を遵守させる責任を負うものとし、当該機関等における情報の取扱いの状況を確認するために、利用者及び利用環境等の監査等を速やかに行える体制を整えるものとする。
- 5 提供依頼申出者は、国内外を問わず、利用者による情報の利用状況等について、継続的に管理・監督を行うものとする。

(利用の制限)

第4条 提供依頼申出者及び利用者（第一号においては、利用者であった者も含む。）

は、都道府県がん情報等の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。

- 一 都道府県がん情報等を利用する際は、申出文書に記載した範囲内での利用に限定し、申出文書に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法による利用は行わないこと。

- 二 提供者が特に認める場合を除き、都道府県がん情報等を用いて、特定の病院等を識別することを内容とした研究を行わないこと。
- 三 都道府県がん情報等の提供申出に対する応諾通知書において、提供者が都道府県がん情報等の利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること。
- 四 都道府県がん情報等の提供は、本契約の有効期間中であっても、提供者の判断での運用を停止し、提供した都道府県がん情報等の利用の停止及び廃棄を求めることがあり得ること。

(作業の外部委託)

第5条 提供依頼申出者が国、都道府県又は市町村である場合を除き、提供依頼申出者及び利用者は、提供された情報を用いた調査研究の全部又は主要な部分を委託してはならないものとする。

- 2 研究を外部委託する場合（行政機関が委託する場合も含む。）は、委託先も利用者とし、委託機関先との間で交わされた秘密保持・守秘義務の契約書の写しを提出すること、委託を受けた者が利用者として、誓約書を提供者に提出することを条件とし、委託者は、当該受託した者を充分監督し、作業終了後は速やかに提供された情報、複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去をしなければならない。

(欠陥及び障害等)

第6条 利用者は、都道府県がん情報等の提供媒体を受領後、速やかにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、遅滞なく提供者に申し出るものとする。

- 2 前項の場合において、利用者は都道府県がん情報等の受領後14日以内に、提供者に対して提供媒体の交換を要求できるものとする。その際、利用者は、提供者に当該データを郵送により返却することとし、提供者は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 第1項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却にかかる郵送費用及び提供者からの再送付の費用は提供者が負担するものとする。なお、その障害が利用者の媒体の取扱い時に生じた傷等、利用者の帰責事由による場合は、当該費用は利用者が負担するものとする。

(申出文書等の変更)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を提供者に提出するものとする。

- 一 利用者の人事異動等に伴い、同一提供依頼申出者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合

- 二 利用者を追加又は除外する場合
 - 三 成果の公表形式を変更する場合（例：新たに公表方法を追加する場合等）
 - 四 利用期間の延長を希望する場合
 - 五 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
 - 六 その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
 - 七 その他、前号以外の軽微な修正を行う場合
- 2 利用者は、申出文書の内容を変更する必要があるときは、変更申出文書及び変更内容に応じて必要となる書式を窓口組織からの案内に従い提出する。提供者は、鹿児島県全国がん登録情報有識者会議（以下「有識者会議」という。）の審査を経た上で（前項第一号、第二号若しくは第七号又は次条第3項ただし書に規定する手続きの対象となる場合を除く。）、応諾通知書又は不応諾通知書を提供依頼申出者に通知する。当該変更をする場合にあっては、利用者は、提供者から当該変更に対する承認の通知がない限り、当該変更に基づく都道府県がん情報等の利用を行ってはならない。利用者は、提供者より不応諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

（利用期間）

- 第8条 利用者は、都道府県がん情報等を申出文書に記載した期間内にのみ利用できるものとする。利用期間は、原則利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日までの間とする。
- 2 前項の場合において、期限を超えて都道府県がん情報等を利用する必要が生じた場合（研究計画の変更等によるものであり、第7条第1項第四号に該当する場合を除く。）は、利用者は、利用期間終了前の有識者会議の事前相談締め切りまでに変更申出を行う旨を申し出ること。当該申出が有識者会議で必要と認められた場合のみ、利用を開始した日から起算して15年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間を利用期間とする。ただし、15年を超える保有はできない。
- 3 提供者は、当該依頼を受けた場合にあっては、利用期間の延長理由等を考慮し必要に応じて当該依頼を認めることとする。ただし、利用者が利用期間の延長を希望する時点で、都道府県がん情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表に係る手続きが進行中（論文執筆中や査読の結果待ち等）の場合には、延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載した変更申出文書に、当該手続き中であることが確認できる書面を添えて提供者に提出することにより代えることができるものとする。
- 4 都道府県がん情報等の利用期間を超過した場合（利用者があらかじめ都道府県がん情報等の利用期間の延長の申出を行い、鹿児島県知事が応諾しなかった場合を含む。）、提供者は利用者に対し速やかに当該都道府県がん情報等、複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去を求めるものとする。

5 本契約は、利用期間が存続する限り、有効とする。

(実地監査等)

第9条 提供者は、都道府県がん情報等の利用環境について利用者に対して実地監査を行い、利用者の業務時間内において事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求めることができる。

2 前項の実地監査を行う場合、提供者は、必要に応じてその職員及び提供者が適切と認めた者を利用者及び利用者が利用する都道府県がん情報等の利用場所及び保管場所に派遣し、都道府県がん情報等の利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、利用者はこれに応じるものとする。

3 第1項の実地監査を行う場合、提供者は、検査を行う旨を必要に応じて事前に利用者に通知するものとする。

(都道府県がん情報等の紛失・漏えい等)

第10条 利用者は、都道府県がん情報等を紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合又はその恐れが生じた場合は、直ちに提供者へその内容及び原因を報告し、提供者の指示に従うものとする。

2 前項の紛失の原因が災害又は事故等の不可抗力により利用者及び取扱者の責めに帰することができない事由である場合において、利用者が再度都道府県がん情報等の提供を希望する場合は、提供者と協議の上、必要な手続き等を行うものとする。

(利用者の保証等)

第11条 利用者は、申出文書、利用後の処置及び実績報告、その他都道府県がん情報等の提供に関して提供者に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証する。

2 利用者は、前項の提供者に対して提出した書類、その他提供者に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証する。

3 利用者は、本契約に定める手続きを経ることなく、申出文書に記載された事項を変更しないことを約する。

(提供した都道府県がん情報等の処理)

第12条 利用者は、都道府県がん情報等の利用終了後（申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、ハードディスク、紙媒体等の都道府県がん情報等、複製データ及び中間生成物を消去し、廃棄処置報告書により提供者へ消去したことを報告する。

- 2 利用者は、申出文書に記載した成果の公表前に、成果物について提供者へ報告し確認を求める。また、成果物の公表後3か月以内に、廃棄処置及び実績報告書により提供者へ利用実績を報告する。
- 3 利用期間終了前に提供者が都道府県がん情報等の廃棄を請求したとき（利用者による本契約の違反又は提供者の判断による都道府県がん情報等の提供の停止の場合を含む。）は、同条第一項に定める消去の手続きに従うこととする。
- 4 利用者は、やむを得ない事情により都道府県がん情報等を利用する研究や業務の達成が困難となった場合は、速やかに廃棄処置及び実績報告に当該理由を記載して報告するとともに、都道府県がん情報等、その複写データ及び中間生成物を消去する。

（成果の公表）

第13条 利用者は、都道府県がん情報等を利用して行った研究や業務の成果を、申出文書に記載した利用期間内に公表することとする。

- 2 利用者は、前項の公表に当たっては、マニュアル及び事務処理要領に基づき対応することとする。
- 3 第1項の公表に際して、利用者は、都道府県がん情報等を基に独自に作成・加工した資料等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。
- 4 利用者は、申出文書に記載した利用期間内に都道府県がん情報等を利用して行った研究や業務の成果を公表できない場合は、提供者に変更申出文書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、申出文書に記載した公表時期を延長できるものとする。

（解除）

第14条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、利用者に対する通知により、本契約を解除することができる。

- 一 本契約に基づく保証の違反を含め、本契約に違反し、提供者が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、又は提供者において是正が不可能と判断したとき。
- 二 利用者の都道府県がん情報等の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると提供者が判断したとき。
- 三 申出文書に記載された学術研究等の目的が達成できる見込みがないと提供者が判断したとき。
- 四 利用者が提供者に対し、申出文書の記載事項の変更の申出を行い、提供者において、審査の結果、これを不承認としたとき。
- 五 利用者による本契約の重大な違反その他の事由により、都道府県がん情報等の利用を行うことが不適切であると提供者が判断したとき。

(契約に違反した場合の措置)

第15条 提供者は、利用者が本契約に違反し、又は本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、利用の停止を行い、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また、利用者は、本契約の終了後であっても、以下の措置が適用されることに同意する。

- 一 都道府県がん情報等の速やかな返却並びに複製データ及び中間生成物の消去を行わせること。
- 二 一定の期間又は期間を定めずに、利用を停止すること。
- 三 都道府県がん情報等の提供の申出を受け付けないこと。
- 四 都道府県がん情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこととする。
- 五 氏名を公表すること。

(提供者の免責等)

第16条 利用者は、本契約が締結された場合であっても、提供申出に係る都道府県がん情報等の提供が遅れること、これを提供しないこと、又は一旦提供した場合であっても、その返却を求める場合があるとともに、これらにつき、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないことを予め了承することとする。

- 2 利用者が都道府県がん情報等を利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、提供者は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者が都道府県がん情報等を用いて作成した資料等に関して、利用者と第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、提供者は一切の責任を負わないものとする。
- 4 本規約に違反した都道府県がん情報等の利用により権利を侵害された第三者から提供者に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、提供者は当該賠償額相当について利用者へ求償することができる。

(契約終了後の措置)

第17条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

(その他)

第18条 提供依頼申出者及び利用者並びに提供者は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

附則 この規則は2025年12月9日から施行する。

鹿児島県がん登録報告書
令和3年（2021）診断症例
令和8年3月

発行

鹿児島県保健福祉部
健康増進課

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-2721

Email kenzo@pref.kagoshima.lg.jp

編集

（公財）鹿児島県民総合保健センター
総務企画部 がん登録室

〒890-8511

鹿児島市下伊敷三丁目1番7号

TEL 099-220-2993

Email gtouroku@kpchc.or.jp